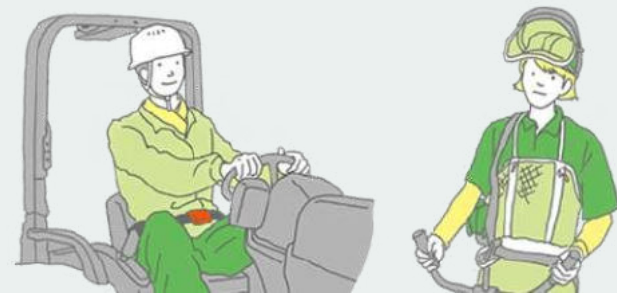


農作業安全



農作業安全の概況

令和2年の農作業事故死亡者数は270人であり、前年（令和元年）と比べて11人減少しています。一方で、従事者10万人当たりの死亡事故者数は10.8人と過去10年間で最も高い水準となり、他産業との差は拡大傾向となっています。年齢別にみると、65歳以上の高齢者の割合が85%を占め、引き続き、高い水準で推移しています。

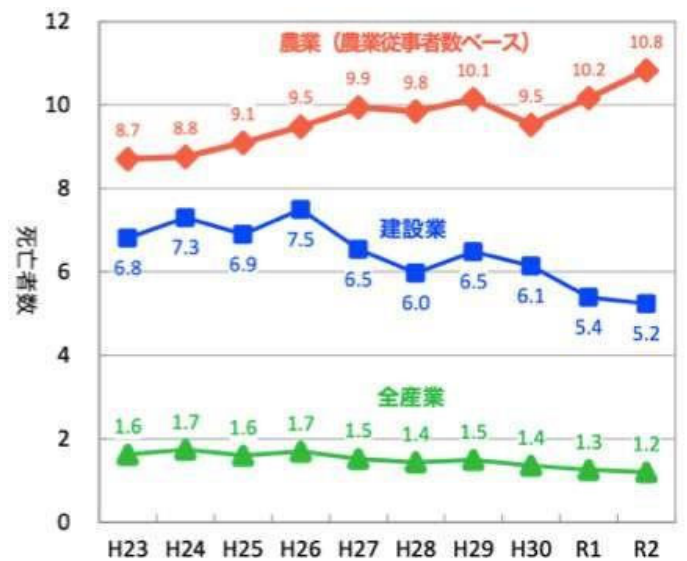
令和2年の農作業事死亡事故を要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が186人（68.9%）と高い状態が継続しており、農業機械作業の安全対策の強化が必要であることがわかります。農業機械作業に関連する事故のうち、乗用型トラクターに係る事故が81人と最多となっており、その中でも「機械の転落・転倒」による死亡者が53人と最多であることから、乗用型トラクターの転落・転倒事故への対応が、引き続き、重要となっています。農業機械作業に関連する事故については、乗用型トラクターのほか、歩行型トラクター、農用運搬車、自脱型コンバイン、動力防除機による死亡事故が多い傾向にあります。

農作業事故死亡者数の推移



農作業死亡事故調査（農水省）

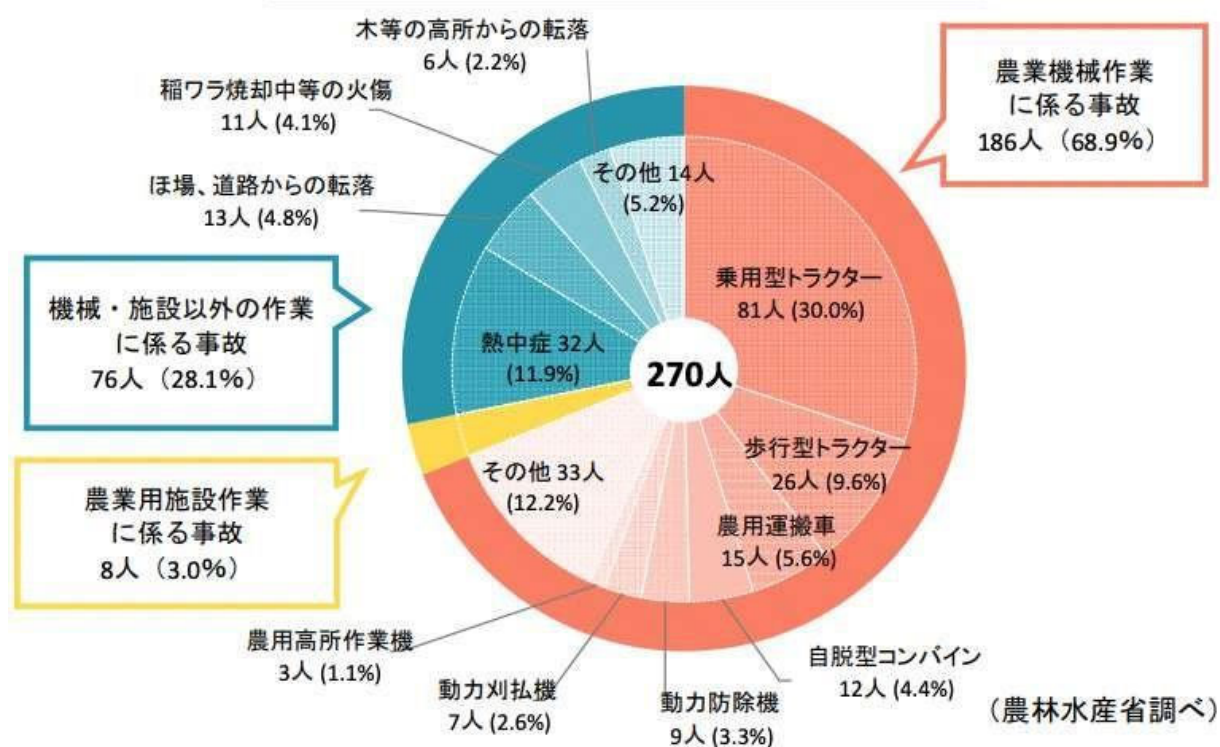
農業従事者10万人当たり死亡者数の推移



死亡者数 農 業：農作業死亡事故調査（農水省）
他産業：死亡災害報告（厚労省）
就業人口 農 業：農林業センサス、農業構造動態調査（農水省）
他産業：労働力調査（総務省）



要因別の死亡事故発生状況（令和2年）



農作業事故が発生した場合、以下のような影響が生じます。

（１）心身への影響

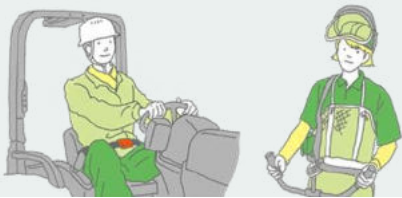
- ・ 治療や後遺症による肉体的なダメージ
- ・ 自分の過失に対する心理的・精神的なダメージ

（２）経営への影響

- ・ 治療費の負担、休職中や後遺症による収入減少・債務増加、代替労働力の確保、新たな機械の調達等による金銭的なダメージ
- ・ 作業能力の低下、代替労働力が確保できない場合の作業停滞等による事業継続へのダメージ

（３）地域農業への影響

- ・ 離農した場合、農地を引き受けてくれる担い手が確保できなければ、耕作放棄地が発生するといった地域の将来へのダメージ



乗用型トラクターにおける安全キャブ・フレーム及びシートベルトの重要性

- ・ 農作業死亡事故の最大の要因が乗用型トラクターの転落・転倒であり、そのための安全装置として安全キャブ、安全フレームが装備されています。安全キャブ、安全フレームを適切に使用し、かつ、シートベルトを適切に装着していれば、トラクターが転倒しても安全域が形成され、運転者が安全域に収まることになり、重大事故を免れる確率が上がります。
- ・ 交通事故の統計データによると、事故総数に占める死亡事故の割合がシートベルト装着者では、3.2%なのに対し、未装着者では24.5%と約8倍に達しています。シートベルト未装着者の死亡事故における死亡要因をみると、①車外部位（ボンネット、タイヤ）への衝突、②車外放出（結果、路面等と衝突）、③路面との衝突（運転者は車内に止まっていた）の上位3つで85%を占めており、被害軽減には、安全フレーム等の適正使用とシートベルトの装着が有効です。

農耕作業用特殊車乗員のシートベルト着用の有無ごとの死傷の状況
(平成 27～令和元年)

	死亡者	重傷者	軽傷者	合 計
シートベルト 着用	3 (3.2%)	10 (10.8%)	80 (86.0%)	93 (100%)
1 / 8 非着用	148 (24.5%)	175 (29.0%)	281 (46.5%)	604 (100%)
不明	5 (10.2%)	24 (49.0%)	20 (40.8%)	49
合 計	156	209	381	746

農作業事故が発生しないよう、日頃から注意して業務に取り組みましょう。



農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：農業）の活用

農業現場は、他産業と比べて作業事故の発生率が高い傾向にあります。農業が継続して発展するためには、若者に未来を託せる安全な職場にしなければなりません。

安全意識向上のためには、日々の農作業で安全を意識することが重要です。農林水産省では、農業者向けに日々留意して実行していただきたい事項を整理した「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範」を策定しています。この規範は、これらの産業統一の基本的な考え方を整理した「共通規範」と、農業・林業などの分野ごとに具体的な事項を整理した「個別規範」から構成されており、それぞれ「チェックシート」と「解説資料」を整理しています。

たとえば、「作業安全のためのルールや手順の遵守」について、①法令・ルール遵守、②取扱説明書の確認等、③服装・保護具等着用、④健康状態管理など具体的に取り組むべき事項を整理しています。これらの取組事項についてチェックしながら、農業者が自らの取組の状況を点検することができます。

【参考】農林水産業・食品産業の作業安全のための規範

https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen/kihan.html



農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施

1 定期メンテナンス、点検記録等の作成

定期メンテナンス、点検記録等の作成

農作業に使用する設備、機械・器具類等が故障、破損等していると、予定どおり農作業を行うことができず経営的な問題が発生するのみならず、農作業中の事故を引き起こす可能性があります。また、部品の脱落による農産物への金属等の異物混入、オイル漏れ等による環境汚染、収穫物の汚染等による食品衛生・食品安全上の問題にもつながりかねません。



そのため、機械・器具類の使用前または定期的に行う点検・整備や保管を適切に実施し、不具合を防止することが重要です。また、一連の管理作業を「農場のルール」として定め、農場全体で習慣化しましょう。

<具体的な取組事例>

- ・ 機械、装置等を一覧表に書き出し、運転日誌、点検・整備の記録（実施日、内容等）を作成し、記録に基づき適切に管理することで確認漏れ、整備不良等を防止する。
- ・ 機械、装置等の使用前後には、防護カバー等の安全装置を含めて必ず点検を行い、衛生状態、安全装置、接合部の緩み、オイル漏れがないこと等を確認する。異常がある場合は調整または修理をする等の必要な措置を行い、法令上義務となっている事項等、指定された定期交換部品は必ず交換する。
- ・ 機械の掃除や修理を行う場合には、原則、機械を停止させる。
- ・ 機械、装置等の使用後は、適切に洗浄、拭き取り等して衛生的に管理する。
- ・ 機械を保管する際は、昇降部を下げてキーを抜く。盗難防止の観点から、機械、装置等を施錠できる倉庫に厳重に保管する等の対策を講じる。



配電器具の管理

配電器具等も農産物の管理のために重要な施設なので、破損等がないように、点検、修繕を行う。



機械の取扱注意事項の管理

機械の取扱注意事項の表示は、破損や汚れがないように管理し、始動前に指差し確認して事故防止に努める。



農業機械や設備の点検記録

農業機械や設備等の管理責任者を定め、定期的に必要な点検を行う。点検手順を定め、点検を行ったことが確認できるようにし、点検忘れを防ぐためにも、点検記録を作成する。



ケーススタディ

No.	具体例	想定される対策
1	トラクターの整備不良による事故、作業の遅れが発生	• トラクターなど機械類は整備工場にメンテナンスを依頼し、整備伝票を保管する。 • 毎回、使用前点検を行う。 • 使用後にも部品の脱落、接合部の緩み等がないことを点検する。 • 自ら点検した内容を記録する。
2	貯水タンクの点検漏れによる水の汚染の発生	• 設備のリストを作成し、点検の時期、内容についてスケジュール管理する。
3	機械の使用前点検で異常を確認したものの、部品交換せずに使用し、作業者が負傷	• 機械の異常を確認した場合は、整備するまで使用しない。
4	機械の昇降部が急に下がって挟まれ、作業者が負傷	• 機械を保管する際は、昇降部を下げ、キーを抜く。